

会社更生手続開始前に提起された訴訟の訴訟費用は更生債権か
(最決小2平成25・11・13民集67巻8号1483頁)

大阪学院大学大学院教授 細 見 利 明

1 事案の概要

Xは、貸金業者のY（武富士）から継続的に金銭を借りたり返済したりする消費者金融取引をしていたところ、利息制限法の制限利率で計算するとYに対し過払金返還請求権を有すると主張してその支払を求める訴訟を提起した。しかし、訴訟係属中にYは会社更生手続の開始を申し立て、平成22年9月28日に裁判所から保全管理命令（会社更生法30条）が発せられたので過払金返還請求の民事訴訟手続は中断した（会社更生法34条2項による52条1項の準用）。平成22年10月31日にはYの会社更生手続が開始された。そこでXは、訴訟で請求していた過払金を更生債権として届け出、当該債権は管財人により認められ、他の再生債権者等も異議を述べなかったため、更生手続において確定した。また更生計画は可決され認可された（平成23年10月31日）。

ところが、Xはさらに、上記訴訟で要した訴訟費用を管財人に請求するため、「訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときの訴訟費用の負担」について定めた民訴法73条1項の規定に基づき、平成24年3月5日、裁判所に訴訟費用負担決定の申立てをした。札幌地方裁判所は、申立てを認め、「本件の訴訟費用は、被告の負担とする。」との決定をした。

しかし、Yの管財人が抗告したところ、抗告審は、「訴訟提起が更生手続開始決定前であれば、更生手続開始決定前の原因に基づいて発生したものとして、訴訟費用を更生債権として届け出ることが可能であり、また、届出がなければ、会社更生法204条1項柱書により失権する。」と述べて、訴訟費用の負担を命じた原決定を取り消し、Xの訴訟費用負担決定の申立てを却下した。

そこでXは最高裁判所に許可抗告（民訴法337条1項）を申し立てた。

2 最高裁判決

最高裁は、次のように判示してXの抗告を棄却した。

「訴訟の当事者は、訴訟が完結したときは、その当事者に生じた訴訟費用につき、民訴法に規定する手続に従って、相手方当事者に請求をすることができる（民訴法第1編第4章第1節）。このように、訴訟の当事者に生じた訴訟費用については、民訴法に規定する要件及び手続に従って相手方当事者に対する請求権が発生するものとされている以上、その具体的な内容が更生手続開始後に当該訴訟が完結してから確定されることになるとしても、更生手続開始前にその訴訟費用が生じていれば、当該請求権の発生の基礎となる事実関係はその更生手続開始前に発生しているといえることができる。そうすると、

当該請求権は、「更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」（会社更生法2条8項）に当たるものというべきである。したがって、更生債権に関する訴訟が更生手続開始前に係属した場合において、当該訴訟が会社更生法156条又は158条の規定により受継されることなく終了したときは、当該訴訟に係る訴訟費用請求権は、更生債権に当たると解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本案訴訟は、更生債権に関するものであって、本件開始決定前に係属し、その訴訟が会社更生法156条又は158条の規定により受継されることなく終了しているのであるから、本件訴訟費用請求権は、更生債権であるといえる。そして、本件訴訟費用請求権は、更生債権として届出がされず、Xは本件認可決定があったことによりその責任を免れたのであるから、本件申立ては、申立ての利益を欠き、却下すべきものである。」

3 評釈

過払金返還請求権の債務者が会社更生手続開始決定を受ければ、過払金返還請求権は更生債権になって更生手続外の権利行使は禁止されるから民事訴訟手続は中断するし、会社更生手続開始前に保全管理命令が発せられればその時点で中断する（会社更生法52条1項、同法34条2項）。債権者は所定期間内に過払金返還請求権を更生債権として届け出ることになるが（会社更生法138条1項）、この届出を管財人が認め、他の届出更生債権者等^{*1}及び株主が異議を述べなければ更生債権は確定し（会社更生法150条1項）、裁判所書記官はその結果を更生債権者表に記載し（同条2項）、その記載は確定判決と同一の効力を有することになる（同3項）。

一方、受訴裁判所において中断していた訴訟手続がどうなるかということ、本件のように訴訟物たる債権が更生債権として確定した場合には、訴訟提起者が訴えを取下げない限り、未来永劫に中断した状態のままとなり二度と訴訟手続が行われることがない状態になるが、これはすなわち訴訟が終了したのと同意義である。そこでその事実を知った受訴裁判所は訴訟が終了したことを明らかにするため「訴訟終了宣言」をする。

また、このように民事訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときの訴訟費用の負担については、民訴法73条1項が定めており、それによれば、第1審裁判所は申立てにより訴訟費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官が負担額を定めることとされている。そこで本件において、Xは裁判所に訴訟費用の負担決定を申し立て、第1審は申立てどおりに訴訟費用をYに負担させる旨の決定をした経過であった。

しかし、それが誤りであるというのが原審及び最高裁の判断である。

なぜなら、Xが申し立てた訴訟費用の請求権は、「更生会社に対し更生手続開始前の

*1 更生債権者及び更生担保権者を「更生債権者等」という（会社更生法2条13項）。

原因に基づいて生じた財産上の請求権・・・をいう。」（会社更生法2条8項）に該当する更生債権であるから，更生債権としての届出がなかった以上，その債権は会社更生計画の認可決定により^{*1}失権してしまうのである（204条1項），すなわち，本件の訴訟費用請求権は更生計画の認可決定により消滅し，既に存在しない権利である。そのように存在しない訴訟費用請求権について訴訟費用の負担の裁判をする利益がない理屈になる。そこで原審は本件申立てを却下し，最高裁も抗告を棄却したのであった。

そうすると，本来，Xは所定期間内に訴訟費用請求権を自ら計算して更生債権として届け出，それが認められればよし，認められなければ会社更生手続内における査定手続（会社更生法151条）により訴訟費用の負担と金額の確定を得て，更生計画による配当を受けるべきであったことになる。民訴法73条1項の訴訟費用の負担決定手続は，更生債権者の更生手続外の権利行使として禁じられることになる。

*1 会社更生計画は認可決定の時からその効力を生じる（201条）。